ビジネスプランオーディション受賞者決定！

グランプリは、男のエプロン

「高島にあるさまざまな地域資源を活かした事業」「事業を通じて地域に貢献する取り組み」を掘り起こし、その立ち上げを支援するため、今年もビジネスプランオーディションを開催しました。

1次審査の書類審査を経て、5つのプランが2次審査会に進み、慎重な審査を経た結果、各賞が決定しました。

受賞者の方々には、来年2月に開催のビジネスフォーラムでそれぞれのプランを発表いただく予定です。

問 商工振興課　☎（25）8514

グランプリ

○男のエプロン〝ローハイド〟

ローハイド商会
大石幸夫さん（新旭町）

高島市の地場産品である高島帆布を使用し、従来にない新しいエプロンを考案しました。主に男性向けの、動きやすくて丈夫、そして機能的なエプロンを地域で縫製し販売することで、地域の活性化を図ります。

奨励賞

○麗しい湖西路の大自然で愛犬とリフレッシュ！かばたリゾート

かばたリゾート㈱
山本真裕子さん（高島）

新旭の湖周道路に面した土地で、ペットとともに宿泊できるコテージを経営し、高島の良さを全国に発信していきます。

農業にチャレンジする青年を応援します！

新規就農研修制度

市では、新規就農者を育成・支援するため、今年度から新たに新規就農者研修事業をはじめています。

高島で農業にチャレンジしようと考えている方は、ぜひご活用ください。申し込み方法など詳しくはお問い合わせください。

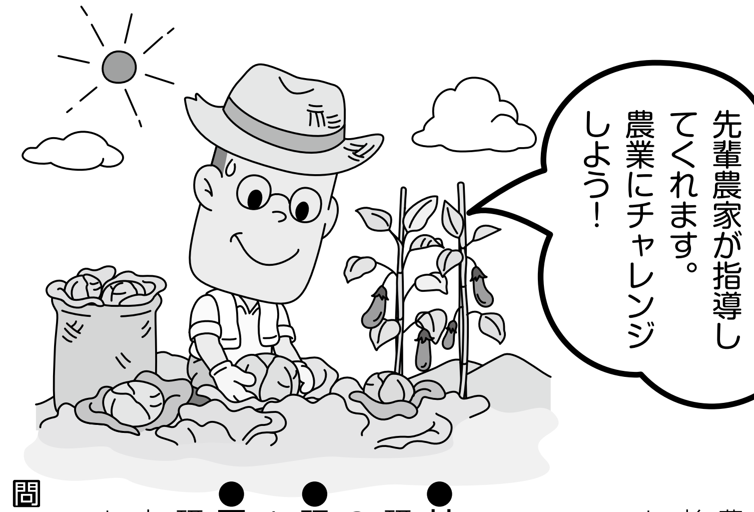

●研修内容
市内の担い手農家や農業法人で農業体験をしながら、農業経営者として就農できるよう支援します。
・研修は、市に登録された農家等で行います。
・研修期間中、研修費用として、月額10万円を助成します。

●対象者
研修開始時に15歳から44歳までの方

●研修期間
1年以上2年まで

●要　件
研修終了後は、3年以上高島市内で居住し、就農していただきます。

問 農業振興課　☎（25）8511

平成25年度からの市県民税の主な改正点

平成22年度税制改正に伴い、平成25年度から市県民税（住民税）の生命保険料控除が次のとおり変更されます。

▼介護医療保険料控除が新設されました

現行の一般生命保険料控除、個人年金保険料控除に加え、介護・医療保障を対象とした契約の支払保険料について、最高2万8千円（※所得税　4万円）の介護医療保険料控除が新設されました。

▼生命保険料控除の計算方法が変わります

Ⓐ平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（新契約）

一般生命保険料控除、個人年金保険料控除の最高額が、新設される介護医療保険料控除と同額のそれぞれ2万8千円（旧制度では3万5千円）に変更となります。

Ⓑ平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（旧契約）

現行と変更はありません。

一般生命保険料控除、個人年金保険料控除とも控除額は最高3万5千円となっています。

Ⓒ Ⓐ新契約とⒷ旧契約両方の保険契約等がある場合

一般生命保険料控除と個人年金保険料控除については、控除ごとに、
「新契約のみで申告」
「旧契約のみで申告」
「新旧両契約で申告」
の3通りのいずれかを選択することができます。

※「新旧両契約で申告」を選択される場合は、新契約と旧契約の合計額が申告額となりますが、控除額は、最高2万8千円となります。

新契約（一般・年金・介護医療それぞれに適用）

年間の支払保険料等	控除額
12,000円以下	支払保険料等の全額
12,000円超 32,000円以下	支払保険料等×1／2＋6,000円
32,000円超 56,000円以下	支払保険料等×1／4＋14,000円
56,000円超	一律 28,000円

旧契約（一般・年金それぞれに適用）

年間の支払保険料等	控除額
15,000円以下	支払保険料等の全額
15,000円超 40,000円以下	支払保険料等×1／2＋7,500円
40,000円超 70,000円以下	支払保険料等×1／4＋17,500円
70,000円超	一律 35,000円

※市県民税の生命保険料控除額は、旧契約、新契約の合計金額が控除額となりますが、
上限額は7万円と現行の上限額と変更はありません。

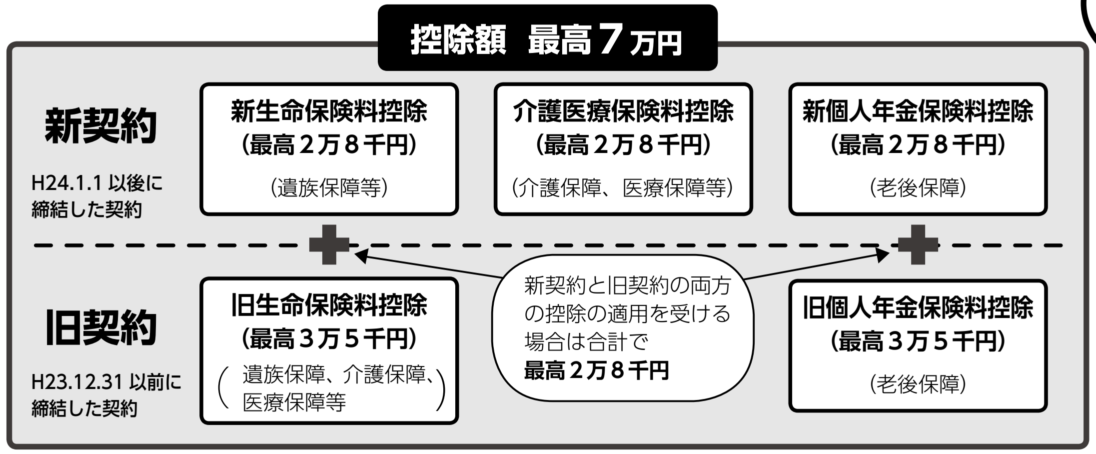

問 税務課　☎（25）8116